

危険物地下貯蔵タンクを所有している事業者の方へ

～既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等について～

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成22年総務省令第71号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成22年総務省告示第246号)が平成22年6月28日に公布され、平成23年2月1日から施行されることとなりました。

今回の法令改正は、地盤面下に直接埋設された既設の鋼製一重殻の地下貯蔵タンクのうち設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件に該当するものを「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」(以下、「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等」という)として区分し、その区分に応じて、腐食を防止するためのコーティング等の流出事故防止対策を講ずることを主な内容とするものです。

ただし、経過措置として、「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等」に係る流出防止対策については、平成25年1月31日までの間は、なお従前の例によることとされ、**該当タンクはその期間内に措置を行わなければいけません。**

塗覆装の種類 ※1	設計板厚 ※2	設置年数 ※3				
		20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上
モルタル(告示第4条の48第1項第1号) 《タンクの外面にさびどめ及びアスファルトプライマーの順に塗装を行った後、アスファルトルーフィング及びワイヤラスの順にタンクを被覆し、その表面に厚さ2.0cm以上に達するまでモルタルを塗装したもの》	8.0mm以上					
	8.0mm未満 6.0mm以上					
	6.0mm未満 4.5mm以上					
	4.5mm未満					
アスファルト(告示第4条の48第1項第2号) 《タンクの外面にさびどめ塗装を行い、その表面にアスファルト及びアスファルトルーフィングによる被覆を厚さ1.0cmに達するまで交互にしたもの》	6.0mm以上					
	6.0mm未満 4.5mm以上					
	4.5mm未満					
エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂(告示第4条の48第1項第3号) 《タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面に覆装材を巻き付けた後、エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂による被覆をタンクの外面から厚さ2.0mm以上に達するまで行ったもの》	6.0mm以上					
	6.0mm未満 4.5mm以上					
	4.5mm未満					
強化プラスチック(告示第4条の48第1項第4号) 《タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面にガラス繊維等を強化材とした強化プラスチックによる被覆を厚さ2.0mm以上に達するまで行ったもの》	12mm未満 4.5mm以上					
	4.5mm未満					



腐食のおそれが**特に**高い地下貯蔵タンク

・内面ライニング又は電気防食



腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク

・内面ライニング若しくは電気防食又は危険物の漏れを検知することができる常時監視装置の設置*

*例えば、高い精度でタンクの液面を管理することができる高精度液面計など

※1 告示第4条の48第1項に掲げる外面の保護の方法をいう。

※2 当該タンクの設置時の板厚をいう。「6.0mm以上」は6.0mmを含む、「4.5mm未満」は4.5mmを含まない。

※3 当該タンクの設置時の許可に係る完成検査済証の交付年月日を起算日とした年数をいう。

* 注意事項 *

地下貯蔵タンクの仕様及び設置年数に応じて「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等」の判定を行うことから、改正省令及び改正告示が施行された後も、地下貯蔵タンクの設置年数の経過に伴い、ある時点から腐食のおそれが「特に高い地下貯蔵タンク等」の要件に該当することとなる場合があり、その時点で内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講じる義務が生じます。したがって、危険物施設で地下貯蔵タンクを所有している設置者の方は、当該タンクの仕様、設置年数、使用予定年数等を踏まえ、この点も念頭に置いた適切な措置を講ずるようお願いいたします。

問合せ先 : 大垣消防組合消防本部 予防課 TEL 0584-87-1512